

第466回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 6 6 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和4年10月27日
- 2 開催場所 いるま野農業協同組合小江戸支店3階会議室
- 3 開会時刻 午前 9時25分
- 4 閉会時刻 午前 9時40分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	利根川孝一
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	新井計男

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 巳	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一
農地利用最適化推進委員	程 島 延 幸		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫		
副事務局長	柿 沼 映 生		
副 主 幹	山 崎 明 美		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	野 村 純		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和4年10月27日第466回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 西 川 利 雄

委 員 小 野 澤 実

委 員 若 海 玄 平

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 9 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 8 件、13 筆、2,155.82 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 16 件、27 筆、6,794.92 m²である。農地改良届については、合計 5 件、6 筆、4,633 m²である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 1 件、1 筆、162 m²である。農業経営基盤強化促進法による申出書取下願については、合計 3 件、4 筆、1,905 m²である。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、合計 1 件、1 筆、731 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 4 件、26 筆、17,097 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計 2 件、3 筆、1,138 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 10 件、79 筆、67,844.82 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定

による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 4 件、筆数 5 筆、面積 4,061 m²について申出があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 4 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について、借受人は高齢であるが耕作できるのか。」との発言があった。

事務局は「息子と共に耕作している。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 4 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 1 号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数3件、筆数8筆、面積6,835㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することよろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数17件、筆数21筆、面積7,200.54㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から17番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見と

して県へ許可相当であるとの意見を付すことによるしいか
お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から17番に
ついて農地転用に関する許可基準からみた意見については、
農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見とし
て許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者
の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号につい
て総合意見として許可相当とすることに決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第466回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和4年11月4日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 西 川 利 雄

委 員 小 野 澤 実

委 員 若 海 玄 平
